

シカ肉の放射性物質検査結果

別紙

<検査機関>

民間の検査機関

<検査法>

ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメーター法

<検査結果>

検査を実施した2頭のうち、1頭は不検出(検出下限値未満)、1頭は少量のセシウム-137が検出されました。

(※)「検出下限値」とは、測定器が測定できる最小値のことです。検出下限値は、測定する食品などによって多少変動します。
たとえば、放射性セシウムの結果欄が「<6.0」であれば、「その食品を放射性セシウムの検出下限値が6.0ベクレル/kgの測定方法で測定した結果、放射能は検出されなかった」ということを意味します。「6.0ベクレル/kg未満の放射能が検出された」という意味ではありません。

No	実施主体	検体採取地	結果判明日	品目名	産地	検体採取日	検査結果(ベクレル/kg)		
							放射性セシウム		
							セシウム134	セシウム137	合計
1	三重県	伊賀市	H31.3.6	野生鳥獣肉(シカ肉)	伊賀市	H31.2.28	<5.0	<5.0	<10.0
2	三重県	いなべ市	H31.3.6	野生鳥獣肉(シカ肉)	いなべ市	H31.2.28	<5.0	6.3	≦11.3

注) 1 不検出の際には、「<〇(検出下限値)」(※)」を記載しています。

2 食肉の放射性セシウムの規格規準値は100ベクレル/kgであり、この規準値を超えた場合、食品衛生法違反となります。